



2015年2月12日

各 位

会社名 カゴメ株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 直行
(コード番号 2811 東証・名証第1部)
問合せ先 IR部長 曾根 智子
(TEL. 03 - 5623 - 8501)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、2006年10月20日付で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本対応策」といいます。）を導入して以降、2012年5月18日付で改訂を行った本対応策の更新について同年6月20日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきましたが、本対応策の有効期間は2015年3月27日開催予定の当社第71回定時株主総会の終結の時をもって満了することとなっております（以下、現行の本対応策を「現行ルール」といいます。）。

当社は、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論等も勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる確保・向上の観点から本対応策の在り方について継続的に検討して参りました。その結果2015年2月12日開催の当社取締役会において、本年3月27日開催予定の当社第71回定時株主総会にご出席される株主の皆様の議決権の過半数によるご承認が得られることを条件として、現行ルールの修正を一部行ったうえで継続すること（以下「本更新」といい、本更新後の本対応策を「本ルール」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本更新に伴う本対応策の主な変更点は、以下のとおりです。

- ・基本的な考え方について、当社の中期経営方針による企業価値向上の取り組みに関する事項や2014年より導入した経営陣からの独立性の高い複数の社外取締役の設置等のコーポレート・ガバナンスに関する諸施策等を取り入れた内容に修正しております。

上記取締役会においては、社外取締役3名を含む全ての取締役10名が出席し、本更新につき全員一致で承認可決されています。また、社外監査役2名を含めた監査役全員が、上記取締役会に出席の上、本更新に異議がない旨の意見を述べております。

また、本日現在、当社に対する当社株式の大量取得行為に関する提案、申し入れ等は一切ございませんので、念のために申し添えます。

以上

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

2006年10月20日施行

2007年4月26日改訂

2009年5月18日改訂

2012年5月18日改訂

2015年2月12日改訂

1. 基本的な考え方

当社グループは、「感謝」「自然」「開かれた企業」を企業理念としております。これは創業100周年にあたる1999年を機に、当社グループのさらなる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、当社の商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、2000年1月に制定したものです。

当社グループは、この企業理念に則り、企業の成長は、社会の成長とともにあることを認識し、「開かれた企業」として、世界に広がるあらゆるステークホルダーの皆様と手を携え、新たな価値ある商品を提供できるよう取り組んでおります。また、当社グループのつくる商品の価値の源は、「自然」であり、自然に根差し、農業から生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンを持った世界でもユニークな企業として、この強みを活かし、グローバル市場を見据えて激しい環境変化に対応するスピードと競争力を強化する経営を推進しております。そして、すべてのステークホルダーに「感謝」の心を持ち、皆様に愛され支持される会社であり続けられるよう、たゆまず努力をしております。

(1) 中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当社グループは、2015年からの新たな中期経営方針として持続的成長に向けた収益獲得基盤の強化に力点を置き、3つの重点課題に取り組めます。1つ目は既存商品の価値向上を通じて収益性を高める「バリューアップ」、2つ目は「働き方の改革」による生産性の向上、3つ目は新たな需要を創出する「イノベーション」です。

このような認識のもと、重点事業領域として、グローバルトマトサプライヤーの実現、生食用トマトの拡大と機能性野菜のパックサラダの開発、「トマトのことなら何でもカゴメに」と言って頂ける国内業務用事業の拡大、新たな需要創造に向けた「フレッシュ化への挑戦」に経営資源を集中させ、部門間の連携を強化することで、当社が持続的に成長する基盤づくりを進めます。

将来を見据えると、日本では3人に1人が高齢者という超高齢社会の到来、世界的には人口増加と経済発展および気候変動に伴う資源・エネルギー問題、食糧問題などが深刻さを増すと考えられています。当社グループは、プロダクトアウト型からソリューション型の事業に発想を転換し、社会の変化と要請を事業戦略に組み込んでいくことで、今後も食を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、新たな需要を創造し、収益獲得力を高めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループは、経営の透明性の実現、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化をコーポレート・ガバナンスにおいて重要な事項と考えております。当社は、取締役の任期を1年とすることで経営責任を明確化し、経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に経営陣から独立した複数の社外取締役を選任しています。また、執行役員制度を採用し、取締役は、経営戦略の決定と業務執行の監督に、執行役員は、部門業務の執行に専念できる体制を整備しております。さらに、当社は2001年から「ファン株主政策」として、個人株主づくりに積極的に取り組んできました。多くの株主様の目で当社の企業活動や経営成績についてご評価いただくことが、経営監視機能の強化につながる、との考えからです。この結果、株主数は20万人を超え、当社の発行済株式総数に占める個人株主の皆様の特株比率は約60%となっております。このような取組を通じて、コーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。

当社グループは、創業した明治32年以来、企業価値を高めることに取り組んできておりますが、企業理念の下、このような取組を推進することによって、より一層当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることができるものと確信しております。

今後、当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆様適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆様にご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆様適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

当社は、このような考え方に基づき以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定し、導入しました。

2. 本ルールの内容

(1) 本ルールの導入目的及び概要

本ルールは、当社株式の買付（以下において定義します。）が行われる場合に、買付者（以下において定義します。）に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆様に対して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を害する買付を抑制し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆様の特株共同

の利益にかかわるものであるため、原則として株主の皆様意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会（以下において定義します。）に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行い、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があると判断した場合には、株主の皆様に対して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆様に対抗策を発動すべきか否かをご判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の意見を最大限尊重のうえ当社取締役会の判断に基づいて対抗策を発動します。

(2) 対抗策の内容

買付者が現れ、本ルールに定められる手続きに基づき、対抗策を発動すべきとの結論に達した場合には、大要（5）に定める条件・内容での新株予約権（当該買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者以外の者から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項の設定等の条件が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、その他法令及び定款により許容される対抗策を発動することとします。

(3) 対抗策を発動する場合の手続き

① 対象となる買付

本ルールの対象となる買付は、a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付その他一切の行為、b. 当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けです。（以下、本ルールの対象となる買付を「買付」といい、買付を行う者及び買付を行おうとする者（当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含みます。）を「買付者」といいます。）

なお、上記 a. 及び b. で使用する用語及び概念は、金融商品取引法第二章の二「公開買付けに関する開示」及び第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」で示された定義に準拠します。

② 買付者への情報提供の要求

買付者には買付の実行を一定期間（当社取締役会が買付者による買付提案に同意するか、対抗策の不発動を決議するまでの期間）停止していただき、まず当社所定の書式で、（i）買付者が買付に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨（当社取締役会が買付者による買付提案に同意するか、対抗策の不発動を決議するまでの期間、買付の実行を停止することの約束を含みます。）、（ii）当社が必要と判断する場合に、買付に関する情報につき適切な情報開示を行うことに同意している旨、（iii）当社が買付について開示を

行うまで、法令等で開示が義務付けられていない買付に関する一切の情報を秘密として保持する旨の誓約文言を含め、当社が買付者の買付提案の検討に必要な情報として以下に定める情報（以下「必要情報」といいます。）のすべてを日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、本ルールに基づく買付説明書であることを明記してご提出いただきます。

【必要情報】

- a. 買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者と協調して行動する者）の詳細（具体的名称、資本構成（資本金、株主（ファンドの場合は組合員その他の構成員）の状況）、事業内容、財務内容、役員の氏名、それぞれの関係等を含みます。）
- b. 買付の目的、方法及び内容（買付予定株式数、買付の対価の価額・種類、買付の時期・期間（延長の可能性の有無）、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付条件の変更・撤回の可能性、二段階買付の予定の有無・内容を含みます。）
- c. 買付価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。）
- d. 買付資金の裏付け（買付を行うため調達する資金の総額、買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- e. 買付後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画（事業譲渡・譲受け、合併、会社分割、設備投資、経営陣の交代等を含みます。）、資本政策（増減資、上場廃止等を含みます。）及び配当政策
- f. 買付後の当社及び当社グループの役職員、取引先、お客様、地域関係者その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- g. 当社の他の株主との間で利益相反の虞がある場合には、これを回避するための具体的方策
- h. その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、上記の事項を記載した買付説明書を受領した場合には、その旨を公表することが適切であると合理的に判断される時点で速やかに公表し、買付者から受領した買付説明書を、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から当社取締役会決議に基づき選任される 3 名以上の委員によって構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）に対して提供し、買付説明書に記載された情報が、独立委員会において買付提案を検討する上で適切かつ十分なものであるかを検証するよう依頼します。

当社取締役会は、当社取締役会又は独立委員会において、買付説明書に記載された情報・内容が不十分であるとの判断がなされた場合には、適宜回答に必要な期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上で、買付者に追加情報を提出するよう求めるものとし、買付者には指定した期限までに追加情報を記載した買付説明書を提出していただきます。期限内に当社取締役会の求める追加情報を記載した買付説明書が提出されず

に買付が行われる場合は、当社取締役会の判断に基づく対抗策が発動される場合がございます。

③ 当社取締役会による買付説明書の検証及び買付者との交渉

当社取締役会は、買付提案を検討するうえで適切かつ十分な情報が記載された買付説明書（以下「適正な買付説明書」といいます。）を受領し次第、速やかにその旨を公表すると共に、買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであるかの検証及び買付者との交渉を開始します。当該買付提案を検証するための期間は、適正な買付説明書の公表後、当社取締役会が定める 60 日以内の期間（但し、買付が当社株券等のすべてを現金（日本円）のみを対価として行う公開買付け以外の方法による場合は 90 日以内の期間とします。以下「検証期間」といいます。）とします。但し、当社取締役会又は独立委員会が必要と認める場合には、30 日間を上限として検証期間を延長できるものとし、その場合は具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者に提示するとともに株主の皆様を開示します。

買付者は、当社取締役会との協議を踏まえ、適正な買付説明書に記載された買付に関する事項につき変更することができるものとし、当社取締役会は、当該変更が当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から従前の提案内容より望ましいものと判断する場合には、可能な限り従前の提案と同一性を有するものとして取扱い、従前の手続きを継続しますが、従前の提案内容より望ましいものと判断しない場合には、従前の手続きを中止し、変更後の提案を新たな買付説明書の提出として取扱います。

④ 投票基準日の決定

当社取締役会は、適正な買付説明書の受領後速やかに株主意思確認手続きにおいて議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。投票基準日は、検証期間内の日とし、投票基準日の 2 週間前までに公告を行います。

⑤ 代替案の作成

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を図るうえで、買付者による買付提案よりもより適切な提案と考える代替案（以下「代替案」といいます。）を作成することができるものとし、この場合、買付者による買付提案と当社取締役会による代替案のいずれが適切なものであるかの判断を株主の皆様到的確に行なうため、代替案を買付提案と比較対照できるようにしたうえで、買付提案に対する当社取締役会の見解も明示し、株主の皆様に対して開示します。

なお、当社取締役会は、代替案及び当社見解の作成にあたり、当社の費用負担で業務執行を行う経営陣から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮します。

⑥ 独立委員会による適正な買付説明書及び代替案の検証

当社取締役会は、買付者から受領した適正な買付説明書を速やかに独立委員会に対し

て提供し、独立委員会に対して、検証期間内に、買付者による買付提案に対する対抗策の発動の是非について検討することを依頼し、当社取締役会と買付者の間で行われる交渉の内容及び経緯、買付者が適正な買付説明書を変更する場合には当該変更の内容、代替案の内容、その他独立委員会が検討を行う上で合理的に必要とされる情報を提供します。

独立委員会は、当社取締役会から提供を受けた適正な買付説明書、その他の情報を踏まえ、買付者による買付提案に対する対抗策の発動の是非を検討し、検証期間内に、当社取締役会に対して、独立委員会の判断の内容及び根拠を記載した書面による勧告を行うものとしします。

なお、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上する観点から適切な判断を行うことができるよう、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

独立委員会規程の概要は別紙 1 記載のとおりであり、2015 年 3 月 27 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会において本ルール継続が承認された場合に速やかに選任される予定である独立委員会の委員の候補者の氏名及び略歴は別紙 2 記載のとおりです。

⑦ 株主意思確認手続き

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであると判断した場合、当社取締役会は、対抗策の発動又は当社取締役会に対する対抗策の発動の委任について、株主意思確認総会での株主投票又は株主様による書面投票の手続きによる株主意思確認手続き（以下「株主意思確認手続き」といいます。）を行います。

当社取締役会は、投票基準日を確定するまでに、株主意思確認手続きを以下の a. 株主意思確認総会、又は b. 書面投票のいずれによって行うのかを決定するものとし、検証期間終了後、実務上必要とされる日数を勘案した上で可能な限り速やかに株主意思確認手続きを実施します。

a. 株主意思確認総会

株主意思確認総会における株主意思の確認は、議決権の書面行使やインターネット上での行使を含めて、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主様の出席があり、その議決権の過半数によって決するものとしします。

株主意思確認総会の招集手続き及び当該総会における議決権の行使方法は、法令及び当社定款に定める株主総会の手続きに準じます。なお、当社の株主総会は株主意思確認総会を兼ねることができます。

b. 書面投票

書面投票による株主意思の確認は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主様の投票があり、その議決権の過半数によって決するものとしします。

書面投票にあたっては、議決権を行使することのできる株主様に対して、投票すべき議案（買付者の買付提案及び買付提案に対する当社取締役会見解並びに代替案を添付します。）、投票締切日、その他当社取締役会が定めた事項を記載した投票用紙を投票日の 3 週間前までに送付し、投票締切日に至るまで投票用紙による投票を受け付けます。

c. 議決権を行使できる株主

株主意思確認総会又は書面投票において議決権を行使することのできる株主様は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様とします。

d. 株主意思確認手続きの結果につきましては、判明し次第速やかに開示します。

⑧ 当社取締役会による対抗策の発動等に関する決議

株主意思確認手続きにおいて対抗策の発動又は当社取締役会に対する対抗策の発動の委任が決議された場合、当社取締役会は、買付者に対して、適正な買付説明書に記載された買付を撤回するよう申し入れます。

当社取締役会は買付者が買付を撤回しない場合、株主意思確認手続きの結果に従って、速やかに本新株予約権の無償割当て等の対抗策の発動の決議を行うと共に、速やかにその決議内容を株主の皆様が開示します。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した後において、以下の a. 又は b. のいずれかの事態が発生した場合には、当社取締役会は、(i)本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は本新株予約権の無償割当てを中止することができる旨の決議を、(ii)無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償で取得する旨の決議を、それぞれ行うことができますものとしします。

a. 当該無償割当ての決議後に買付者が買付を撤回した場合、その他買付そのものが存在しなくなった場合

b. 当該無償割当て決議をするに至った事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が下記(4)の「当社取締役会の判断により対抗策を発動する場合の要件」に定めるいずれの要件にも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当て等の実施を認めることが相当でない場合

なお、当社取締役会は、(i)当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付提案を慎重かつ十分に検討した結果、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がなく、対抗策を発動すべきではないと判断した場合、(ii)株主意思確認手続きにおいて対抗策の発動又は当社取締役会に対する対抗策の発動の委任が否決された場合、及び(iii)株主意思確認総会又は書面投票において総株主の議決権の3分の1以上の株主様の出席又は書面投票がなかった場合には、速やかに買付者による買付提案に同意するか、又は対抗策の不発動を決議するものとしします。

(4) 当社取締役会の判断により対抗策を発動する場合の要件

当社取締役会が、買付者による買付が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会に対して当社取締役会の判断の内容及び根拠を説明したうえで、株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非について独立委員会の意見を諮問し、独立委員会がこれに賛同する場合には、当社取締役会の判断の内容及び根拠を明らかにしたうえで、速やかに対抗策（本新株予約権の無償割当て等）を発動します。

① 買付者が適正な買付説明書の提出を行わずに大量買付を行ってきた場合、又は、本ルールに定める買付停止期間においても大量買付を継続又は再開する場合など本ルールに定める手続きを遵守しない場合であって、かつ、企業価値及び株主共同の利益の確

保・向上のために対抗策を発動することが相当であると認められる買付

- ② 当社の企業価値及び株主共同の利益を明白に侵害する虞のある以下の買付
- a. 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に高値で買い取るよう要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産を廉価で取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現するいわゆる焦土化経営を行うような行為
 - c. 当社の資産を買付者やそのグループの会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要する買付

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会において対抗策として本新株予約権の無償割当てが決議された場合、当社は当社を除くすべての株主様に本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権割当決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点における当社の保有する当社株式の数を控除します。）と同数の新株予約権を割り当てます。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

なお、割当期日以降に株主名簿に記載又は記録された方や、割当期日までに当社株式の売却等を行ったことにより割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録されないことになった方については、本新株予約権の無償割当ては行われません。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権割当決議において当社取締役会が定めます。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で当社普通株式の時価の50%相当額以下の範囲内において、当社取締役会が決定する金額とします。「時価」は本新株予約権割当決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、無償割当ての効力発生日（但し、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日とします。）を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が本新株予約権割当決議において定める期間とします。

但し、下記⑨項の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合の当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(i) 買付者、(ii) 買付者の共同保有者、(iii) 買付者の特別関係者、(iv) 買付者のために当社株式又は本新株予約権を保有する者、(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、及び(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者及びその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義されます。）をいいます。上記(i)ないし(vi)に該当する者を、以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することはできません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる日本国非居住者についても本新株予約権を行使することができない場合があります。

但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件の下に当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）、その他本新株予約権割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は非適格者に該当しないものとします。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

a. 当社は、本新株予約権の行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予

約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

- b. 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記⑦項の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を 1 株交付することができます。また、かかる取得がなされた日より後に、上記⑦項の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものがあれば、これを全て取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を 1 株交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(6) 本ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は、2018年に開催される当社定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間満了前であっても当社株主総会又は当社取締役会において本ルールを変更又は廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ルールはその時点で変更又は廃止されるものとします。

また、有効期間満了前に、法令の改正、司法判断や社会の動向、当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の見解等を踏まえ、当社取締役会において本ルールの修正・変更が望ましいものと判断し、本ルールの修正・変更の決議がなされた場合は、修正・変更の内容その他の事項について速やかに情報開示します。

3. 本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

(2) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本ルールは、株主の皆様にご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆様に対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しています。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを 2015 年 3 月開催予定の定時株主総会において株主の皆様承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株

主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。さらに、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

このように、本ルールは、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

(3) 当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、上記2.(4)に記載するとおり、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されています。

(4) 独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限尊重する仕組みを採用しています。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされています。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本ルールの導入時に株主の皆様にご与える影響

本ルールの導入時点においては本新株予約権の無償割当ては行われませんので、当社株主及び投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本ルールの発動時に株主の皆様にご与える影響

本ルール発動時においては、当社取締役会が本新株予約権割当決議に際して別途定める割当期日時点の株主様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。この手続きにおいては、株主の皆様は無償割当ての発生日に当然に新株予約権者となりますので、申込の手続き等は必要ありません。

但し、株主様がその後の権利行使期間内に金銭の払い込みその他下記に詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを行なわないままであった場合、他の株主様が本新株予約権を行使することによりその保有する当社株式が希釈化されることとなります。

なお、当社は当社取締役会の決定に基づいて、下記(3)③の手続きにより非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がこの取得手続きを取った場合には、非適格者以外の株主様は本新株予約

権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みなしで当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落日以降に、上記の 2. (3) ⑦及び (5) ⑨「当社による本新株予約権の取得」に記載しているとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、又は無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家様は株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に行っていただきたいこと

① 株主名簿への記録又は記載

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は本新株予約権の割当期日を公告し、当該割当期日における株主の皆様へ新株予約権が無償で割り当てられますので、株式名簿への記載又は記録が未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株主名簿への記載又は記録等の手続きを行っていただく必要があります。

② 本新株予約権の行使手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社指定書式による本新株予約権の行使請求書と新株予約権の権利行使に必要なその他書類を送付します。

株主の皆様におかれましては、本新株予約権の無償割当て後の行使期間内にこれらの書類を提出した上で、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議において、本新株予約権1個当たり金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内で定めた価額を払込取扱銀行に払い込んでいただくことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合は、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得することがあります。この決定をした場合、本新株予約権をお持ちの株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として当社普通株式1株を受領することとなります。

なお、この場合かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご覧ください。

以上

独立委員会規程の概要

第 1 独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は、本ルールに定めるところに従い、当社取締役会から独立した立場において、買付者による買付提案が当社の企業利益及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非について検討を行い、その判断の内容及び根拠を記載した書面により当社取締役会に対して勧告を行うこと、また、当社取締役会の諮問に応じ、買付者からの買付提案に関する情報の収集や、株主意思確認手続きによることなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を当社取締役会に提供することを目的として、当社取締役会の決議に基づき設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立していると合理的に判断される、(a)当社社外取締役、(b)当社社外監査役、又は (c) 学識経験者等のいずれかに該当する者から、取締役会が選任するものとする。但し、学識経験者等は、実績ある会社経営者もしくは大学教授、企業買収業務に精通する者、弁護士、公認会計士又はこれらに準ずる者でなければならず、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならぬものとする。
- ・ 独立委員会の委員の任期は、委員に選任された時から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、取締役会の決議により再任することができる。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会の委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会の委員の任期も同時に終了するものとする。但し、その者が学識経験者等に該当する場合には、取締役会の決議により独立委員会の委員として選任することができる。

第 2 独立委員会の責務

- ・ 独立委員会は、当社取締役会から、適正な買付説明書を受領し、検証期間内に買付者による買付提案に対する対抗策の発動の是非について検討することを依頼された場合において、買付者による買付提案が当社の企業利益及び株主共同の利益を害する虞があると判断する場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することを勧告するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から、その判断の内容及び根拠を説明したうえで、株主

意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非について意見を諮問された場合には、当社取締役会に対して、賛同するか否かの意見を書面により提供するものとする。

- ・ 独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会に対し、対抗策の不発動を勧告することができるものとする。
- ・ 独立委員会は、上記のほか、次の各号の事項について、独立委員会の意見を当社取締役会に対して提供することができる。
 - ① 本ルールの対象となる買付への該当性の判断
 - ② 買付説明書に記載された情報が適切かつ十分なものであるかの判断
 - ③ 検証期間を延長する必要性の判断
 - ④ 買付者の買付提案について買付者と交渉すべき事項
 - ⑤ 買付者の買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるか否かの判断
 - ⑥ 買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の妥当性
 - ⑦ 代替案の妥当性
 - ⑧ 株主意思確認手続きの妥当性
 - ⑨ 対抗策の妥当性及び相当性
 - ⑩ 買付者による本ルールの遵守状況の検証
 - ⑪ その他本ルール又は当社取締役会決議により定められる事項

第3 独立委員会の権能

- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社及び関係会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、必要に応じ合理的な範囲内において、当社の費用負担により、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。

第4 独立委員会の招集及び決議

- ・ 各独立委員会委員は、買付者が現れた場合のほか、いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。

以上

2015年3月27日以降の独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

本更新時における独立委員会の委員は、次の5名を予定しております。

【氏名】

江尻 隆（えじり たかし）（再任）

【略歴】

1942年5月16日生

1969年 弁護士登録

1977年 榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー

2006年 当社監査役（現任）

2012年 弁護士法人西村あさひ法律事務所社員（現任）

2012年 当社独立委員会委員（現任）

※江尻 隆氏は、当社社外監査役です。

【氏名】

近藤 誠一（こんどう せいいち）（新任）

【略歴】

1946年3月26日生

1972年 外務省入省

1975年 外務省海外広報課

1988年 外務省国際報道課長

1999年 OECD（経済協力開発機構）事務次長

2003年 外務省文化交流部長

2008年 ユネスコ世界遺産委員会日本代表（オブザーバー）

駐デンマーク特命全権大使

2010年 文化庁長官

2013年 同退官

2014年 当社取締役（現任）

※近藤 誠一氏は、当社社外取締役です。

【氏名】

橋本 孝之 (はしもと たかゆき) (新任)

【略歴】

1954年7月9日生

1978年 日本アイ・ビー・エム株式会社入社

2000年 同社取締役 ゼネラル・ビジネス事業部長

2003年 同社常務執行役員 BP&システム製品事業担当

2007年 同社専務執行役員 GTS (グローバル・テクノロジー・サービス) 事業担当

2008年 同社取締役 専務執行役員 営業担当

2009年 同社代表取締役社長

2012年 同社取締役会長

2014年 当社取締役 (現任)

2015年 日本アイ・ビー・エム株式会社副会長 (現任)

※橋本 孝之氏は、当社社外取締役です。

【氏名】

村田 守弘 (むらた もりひろ) (再任)

【略歴】

1946年7月20日生

1970年 アーサーヤング東京事務所入所

1974年 公認会計士登録

1998年 東京青山法律事務所入所

2002年 アーサーアンダーセン税務事務所入所

2004年 朝日KPMG税理士法人代表

2006年 KPMG税理士法人代表社員

2006年 村田守弘会計事務所代表 (現任)

2011年 当社監査役 (現任)

2012年 当社独立委員会委員(現任)

※村田 守弘氏は、当社社外監査役です。

【氏 名】

森 浩志（もり ひろし）（再任）

【略 歴】

1965年2月21日生

1989年 ㈱日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行) 入行

1993年 自治省（現総務省） 財政局 出向

2000年 米国 DUKE 大学 Law School 修士課程卒業

2003年 更生会社㈱テザック 出向、管財人代理兼経営企画室長

2006年 弁護士登録、西村あさひ法律事務所 入所

2012年 西村あさひ法律事務所パートナー（現任）

2013年 当社補欠監査役(現任)

2013年 当社独立委員会委員(現任)

※森 浩志氏は、社外監査役の要件を満たす当社補欠監査役です。

- (注) 1. 江尻 隆、近藤 誠一、橋本 孝之、村田 守弘の各氏は、㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
2. 当社と各氏の間には特別の利害関係はございません。

以 上

当社株式の状況

2014年12月31日現在

(1) 発行済株式の総数 99,616,944株

(注) 1. 発行可能株式総数 279,150,000株

2. 単元株式数 100株

(2) 株主数 205,971名

(3) 大株主

大株主名	当社への出資状況	
	持株数 (百株)	持株比率 (%)
アサヒグループホールディングス 株 式 会 社	100,000	10.05
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	68,492	6.89
ダイナパック株式会社	58,795	5.91
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	32,442	3.26
蟹 江 淑 子	17,676	1.78
日清食品ホールディングス 株 式 会 社	15,590	1.57
蟹 江 英 吉	12,804	1.29
蟹 江 利 親	12,358	1.24
川 口 久 雄	10,900	1.10
カゴメ社員持株会	10,290	1.03
計	339,347	34.12

(注) 持株比率は自己株式(155,709株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株 ESOP 信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)所有の当社株式176,200株を含んでおりません。

〈当社株式の大量取得行為に関する対応策のフロー図〉

